○サークル部長・顧問に関する要綱

昭和44年5月20日

制定

改正 昭和61年4月1日

(推薦・委嘱)

第1条 サークルの部長又は顧問は、本学に勤務する専任の教職員の中から希望する人をサークルが推薦し、学長がこれを委嘱する。

(任務)

第2条 サークルの部長又は顧問は、当該サークル活動の助言指導にあたる。

(兼務の禁止)

- 第3条 サークルの部長又は顧問は、原則として2サークルの部長、顧問を兼務することはできない。
- 2 必要がある場合、副部長又は顧問補佐を置くことができる。 (任期)
- 第4条 サークルの部長又は顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 サークルの部長又は顧問が任期満了又は辞任によって退任する場合は、あらたに後任が 委嘱されるまでは、その任にとどまるものとする。

(辞任)

第5条 相当の事由があるときは、任期中といえども辞任することができる。

附則

- 1 この要綱は、昭和44年5月20日から施行する。
- 2 サークル部長に関する細則(昭和42年3月28日制定)は、廃止する。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。